

特集・伊方原発訴訟判決

伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点

<その二> 生物・医学的問題点

市川 定夫

一 はじめに

いわゆる伊方原発行政訴訟は、原子力発電(原発)の是非を問うわが国初の訴訟であった。四年八月月にわたる三六回の弁論を通じて、形のうえでは、関連法規の違憲性や許可処分手続の形式および内容的違法性が争われたが、実質的には、原発の「安全性」をめぐる全面的な「科学論争」が展開されたのである。このことは、原告(住民)側一、被告(国)側九、計二一名の科学者、専門家が証人として出廷したことから明らかである。

原発の「安全性」は、世界各国で論議的となっており、「安全性」への危惧が原発の推進をどの国でも大幅に遅滞させているのが現状である。したがって、その「安全性」が法廷で争われた例も多

く、危険性を認めて設置許可を取り消した判例も西ドイツ、アメリカなどで出ているが、全面的な「科学論争」が展開されたのは、伊方訴訟が世界でも初めての事例であって、その判決の行方は、国内外の注目を集めていたのである。

しかしながら、去る四月二五日に下された松山地裁の判決は、訴訟の過程における白熱の「科学論争」とその中で国側がたびたび論破され破綻した事実を照らして、あまりにも一方的な原告敗訴を内容としたものであった。判決は、国側のさまざまな主張をそのまま書き写し、それぞれ「……との判断(評価)は相当と認められる」と断じたりえて、「原告らの主張は、右認定に照らして採用できない」と退ける手法を随所に用いており、生物学的・医学的問題点についても例外ではない。しかるに、右のような「相当」との認定は、以下に例示するよう

に、一方的な証拠採用と手断に、誤解やすり替えがからみ、あるいは詭弁がこれを綴ってなされたものであって、とうてい客観性を堅持したものとは言えないのである。

二 微量放射線の危険

判決は、実験動物物における低線量、微量線量域での突然変異率と線量との比例関係、ムラサキツノクサの実験材料としての優秀性とミリレム単位の微量線量域でのその突然変異率の上昇、ムラサキツノクサの細胞と人類など哺乳動物の細胞との放射線感受性や遺伝子の可変性の類似性など、原告提出の諸証拠をいずれも全面的に認め(判決理由C b 一―五頁)、さらに、突然変異倍加線量(自然状態と等量の突然変異を発生せしめる線量)が、ムラサキツノクサで一ないし数

レム、ショウジョウバエで八レムであり、人類については一五ないし三〇レムと推定されていることも、原告の主張どおり認めている(同C b 一八頁)。すなわち、微量線量による遺伝的障害の発生を基本的に認めただけである。

また、晩発性障害に関しても、妊娠中に下腹部もしくは骨盤部に診断用放射線照射(数レム以内)を受けた母親から出生した幼児の白血病発生率または白血病死亡率が統計学的に高いというイギリスやアメリカでの調査結果について、「これら被ばく者の放射線感受性は、成人の場合と同視できない」(同C b 一七頁)としながらも、これら調査結果を否定していない。広島、長崎の原爆被爆者における白血病など晩発性障害の発生についても、同一研究グループによって、しきい値(これ以下では障害が発生しない線量)の有無両論が出されていることを認め(同頁)、しきい値不在の可能性を暗に認めている。

したがって、判決は、「人類について低線量、微量線量域における放射線被ばくによる影響が判明せず、しかも、動植物において低線量、微量線量域における放射線被ばくの影響が判明している以上、しきい値が存在しないと考えるのが望ましい」(同C b 一二頁)としているのである。

三 許容線量の合法化

しかるに、判決は、右に引き続き、「電力の供給その他の公共の必要があることから、その危険性の証明のあつた線量の最低値よりも更に数十分の一の低い線量の限度を、許容被ばく線量として定めることは、望ましくはないとしても、違法の問題は生じない」(同頁)と結論するのである。ところが、判決にいう「危険性の証明のあつた線量の最低値」がいかなる値であるのかについては、何ら具体的に示しておらず、判決理由の大きな欠陥となつてゐる。推察するに、現行の一般人に対する許容被ばく線量が年間〇・五レムであるから、その数十倍である二五レム程度をその「最低値」と判断したらしく、国側が繰り返した「二五レム以下では障害が発生しない」との急性障害についての強弁(この主張は判決理由で触れられていない)が、裁判官の脳裏に残つてゐたに違いない。なお、判決理由の要旨には、「二〇〇レムを超える高線量の放射線被ばくが、人類に各種の障害を発生させることは明らかとなつてゐる」(判決理由要旨二頁)としてゐるから、一〇〇レムを右の「最低値」と判断したとも解される。

いづれにせよ、遺伝的障害や晩発性障害の低線量、微量線量域での発生について論述しつつ、突如、急性障害について

の国側の主張に論点をすり替え、許容被ばく線量を違法でないと断じたのである。

また、「電力の供給など公共の必要」を許容被ばく線量が違法でないとする理由の一つにあげておきながら、その「必要」とした根拠を何ら示していない。すなわち、無条件で「電力は必要」と断定し、結局のところ、「原子力による電力供給は必要」との判断により結論を導き出したのである。

四 著名な学術報告を否定

判決は、有名なB E I R報告の許容被ばく基準の危険推定についても、明白な根拠もなく判断により退けている。B E I R報告とは、アメリカ原子力委員の委託により、アメリカ科学アカデミーが特別委を編成して調査した報告書であつて、アメリカ国民が年間平均〇・一七レム

(一般集団に対する同国独自の基準値)の被ばくを受ければ、「被ばくを受ける当世代で毎年最大一万五〇〇〇人のガンによる死者、次世代で毎年最大一八〇〇〇例の重大な遺伝病、数世代後には毎年最大二万七〇〇〇例の遺伝的欠陥が出現し、不健康者の五%増がもたらされる」と解析したうえ、「年間平均〇・一七レムの基準は危険であつて、不必要に高すぎる」と結論したものである。

このB E I R報告を、判決は、「原告らの考え方と同じ立場でなされたものである」(判決理由C B 一〇〇頁)と断じ、さらに、同報告が倍加線量に基づき解析したことについて、「しきい値の存在が不明であるから、放射線障害の発生率を倍加線量の考え方によつて算出することは困難である」(同C B 一〇一頁)と、専門家の判断と学界の常識を裁判官がいとも簡単に排斥して、前述の「しきい値が存在しないと考えるべき」との自らの判断と顕著な矛盾を示している。

また、このB E I R報告を裁判所が否定したことは、原発の「安全性」に関する判決を下すに当たつて、裁判所がより安全側の見地に立つて、「疑わしきは罰する」とする公裁判に普遍しつつある姿勢を保持することを放棄し、まったく逆の立場から判断したことを明白に物語っている。

五 原発周辺での実験の否定

判決は、前述のとおり、微量放射線の遺伝的影響を検出する実験材料としてのムラサキツクサの優秀性を全面的に認め、これによる基礎的実験結果もすべて認めた。

しかるに、浜岡原発周辺におけるムラサキツクサを用いた実験に関する原告の「一二五万本のおしへの毛の観察の結

果、原子炉の運転中にかぎり、風下にかぎつて突然変異率の有意な上昇が認められ、その上昇が少なくとも一五〇ミリレム被ばくの場合に相当し、その原因が放出される放射性物質中、特にヨウ素一三一の付着、取り込み、濃縮によるものと考えられる」との主張については、これを直ちに採用できないとした。すなわち、その理由として、「ムラサキツクサのおしへの毛は放射線のみならず、温度、湿度、日照、化学物質等に対しても感受性が強いものであるのに、右の実験では放射線以外の要因の定量的分析はなされておらず、ムラサキツクサの実験で数ミリレム程度の微量放射線の影響を調査するのに必要とされている数のおしへの毛の観察もなされてないうえ、静岡県等の測定によつてヨウ素一三一は検出されなかつた」(同C B 一三二〜一三三頁、傍点筆者)ことをあげている。

ところが証拠から明らかのように、他の要因の影響は、定量的分析をするまでもなく、定性的に否定されたのであり、数百ミリレム程度の影響しか検出できない観察数ですら検出できたほど、突然変異率が上昇した(一五〇ミリレム被ばく相当以上)のである。また、判決が数ミリレム云々とした事実、裁判所が、放射性物質の生体への付着、取り込み、濃縮による内部被ばくの大増大という、最も重要な生物の特徴を無視し、

「原発による環境放射線量の増加は数、ミリ、程度」との国側の主張（内部被ばく無視の主張）どおりの予断を持って、た何よりの証拠である。なお、静岡県などの測定でヨウ素一三二が検出されていないのは、原告主張どおり、これを特定して検出してはいないからにすぎないのである。

六 被ばく評価をうのみ

判決は、本件安全審査における気体廃棄物による被ばく評価については、評価のための仮定（燃料被覆管破損率、各種の放出量、放出頻度、風向頻度、放出の高さ、拡散の様態、風洞実験上の模擬など）、評価法（放射性ヨウ素は無視）およびその他の国の主張をすべて羅列してこれを全面的に相当と認め（同C b 一 一九〜三〇頁）、同型の玄海一号炉との評価法における喰い違い、風洞実験の非現実性、浜岡原発周辺における評価以上の環境放射線の増加、福島原発や敦賀原発周辺でのコバルト六〇その他の検出など、原告指摘の問題点はあっても、いずれも「前記認定を左右するものでない」（同C b 一 三〇〜三三頁）としたうえ、原告が過去の実績や安全側に立った仮定に基づき算出した、国の評価をはるかに上回る評価値については、すべて「前記認定に照らして採用できない」とし

て退けている（同C b 一 三二〜三四頁）。液体廃棄物による被ばく評価についても、これとまったく同じ手法で国の評価を相当とし、原告の主張を退けているのである（同C b 一 三五〜四二頁）。

すなわち、国側の主張は、前記ムラサキツクサの実験を否定するなら当然否定されるべき、はるかに問題の多い風洞実験も含め、明白な理由も掲げず一方的に採用認定し、原告の主張はすべてその認定に違うとして退けたのである。そこには、当否の判断は存在せず、合理性のない断定のみが見られるのである。

また、大事故の際に、周辺住民の被ばくが一定線量以下になるかどうか、事実上の審査基準にしている「めやす線量」（全身二五レム、甲状腺三〇レムなど）（全身二五レム、甲状腺三〇レムなど）不当に高い値である）についても、国側が判断の一つの基準であることを認めたにもかかわらず、判決は、「現実はこの線量の被ばくをすることは予定されていない」（同C e 一 四六頁）として、その危険性と違法性の判断を避けてしまっている。詭弁以外の何ものでもない。

七 むすび

以上述べてきたように、今回の判決は、原告、被告両者の主張を、予断なく真剣かつ綿密に対比したうえで判断するのではなく、最初から国の主張を相当と

認定すべく、提出された諸証拠を都合よくかつ予断を持って取捨選択した結果なのである。裁判所は、伊方原発がこの行政訴訟にかかわりなくすでに運転に入っているという既成事実と行政におもねり、その重責を放棄したのである。「原子炉設置許可処分は、高度の専門的知識と高度の政策的判断を必要とし、国の裁量行為に属する（同C a 一 四〇頁）」と断じながら、裁判所自身が「安全」問題に深く立ち入り「安全」との結論を出した矛盾は、その何よりの証拠であろう。

かかる「安全」判決には、行政におもねる裁判所の姿は顕著に見られても、内外の注目に応えうる説得力は、何ら見出しえないのである。
（いちかわ・さたお 埼玉大学理学部助教授）

別冊ジュリスト39号
続判例展望

—判例理論の再検討—

□法律学の各分野における重要な問題点について、わが国の判例の流れと判例法のとっている理論を解明し、学問的・実務的な観点から徹底的に再検討を加えた総合判例研究。
□判例展望——判例理論の再検討(500号記念特集)に盛りきれなかった重要項目を厳選収録。

□定価950円 B5判330頁 有斐閣